

令和4年度乗務員賞与協定書(隔日勤務者12乗務AB型)

金港交通株式会社と2労組(金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という)とは、令和4年度乗務員賞与(隔日勤務者12乗務AB型)に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 令和5年4月度賞与

(1) 支給対象期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日の4ヶ月間。

(2) 支給対象者

所定勤務日数の80%以上勤務し、支給日当日在籍する者。但し労使での協議を経て支給することが妥当と認められた乗務員については賞与算定期間の末日まで在籍していた場合に限り支給する。

(3) 計算方法(期中月毎税抜営収は公休出勤を除く)

イ. 期中月毎税抜営収が75万円以上の者	期中月毎税抜営収×8%
ロ. 期中月毎税抜営収が69万円以上の者	期中月毎税抜営収×7%
ハ. 期中月毎税抜営収が63万円以上の者	期中月毎税抜営収×6%
ニ. 期中月毎税抜営収が57万円以上の者	期中月毎税抜営収×5%

(4) 減額事項

イ. 無断欠勤者、遅刻早退常習者、不正行為者、有責事故惹起者、会社主催の教育集会不参加者等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限10,000円を控除する。
ロ. 事故未申告、違反(道交法・タクシーセンター)未申告、苦情未申告等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限20,000円を控除する。

(5) 欠勤者について

上記計算方法は12完全乗務の場合であって、欠勤等で完全乗務に至らない場合は、上記計算により算出された支給額に出勤率を乗じた額を支給する。

(6) 支給日

令和5年4月10日

2. 付帯事項

(1) 本協定は、令和3年度期中の成績により支給内容を協定する。

(2) 交渉が行われず協定を締結できなかった場合は、次年度以降の賞与は支給しない。

(3) 本協定は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以後については、労使協議の上決定する。

以上

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪



令和4年度乗務員賞与協定書(昼日勤務者24乗務AB型)

金港交通株式会社と2労組(金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という)とは、令和4年度乗務員賞与(昼日勤務者24乗務AB型)に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 令和5年4月度賞与

(1) 支給対象期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日の4ヶ月間。

(2) 支給対象者

所定勤務日数の80%以上勤務し、支給日当日在籍する者。但し労使での協議を経て支給することが妥当と認められた乗務員については賞与算定期間の末日まで在籍していた場合に限り支給する。

(3) 計算方法

イ. 期中月毎税抜営収が72万円以上の者	期中月毎税抜営収×8%
ロ. 期中月毎税抜営収が69万円以上の者	期中月毎税抜営収×7%
ハ. 期中月毎税抜営収が63万円以上の者	期中月毎税抜営収×6%
ニ. 期中月毎税抜営収が57万円以上の者	期中月毎税抜営収×5%

(4) 減額事項

イ. 無断欠勤者、遅刻早退常習者、不正行為者、有責事故惹起者、会社主催の教育集会不参加者等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限10,000円を控除する。
ロ. 事故未申告、違反(道交法・タクシーセンター)未申告、苦情未申告等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限20,000円を控除する。

(5) 欠勤者について

上記計算方法は24完全乗務の場合であって、欠勤等で完全乗務に至らない場合は、上記計算により算出された支給額に出勤率を乗じた額を支給する。

(6) 支給日

令和5年4月10日

2. 付帯事項

(1) 本協定は、令和3年度期中の成績により支給内容を協定する。

(2) 交渉が行われず協定を締結できなかった場合は、次年度以降の賞与は支給しない。

(3) 本協定は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以後については、労使協議の上決定する。

以上

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪



令和4年度乗務員賞与協定書(夜日勤務者24乗務AB型)

金港交通株式会社と2労組(金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という)とは、令和4年度乗務員賞与(夜日勤務者24乗務AB型)に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 令和5年4月度賞与

(1) 支給対象期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日の4ヶ月間。

(2) 支給対象者

所定勤務日数の80%以上勤務し、支給日当日在籍する者。但し労使での協議を経て支給することが妥当と認められた乗務員については賞与算定期間の末日まで在籍していた場合に限り支給する。

(3) 計算方法

イ. 期中月毎税抜営収が84万円以上の者	期中月毎税抜営収×8%
ロ. 期中月毎税抜営収が69万円以上の者	期中月毎税抜営収×7%
ハ. 期中月毎税抜営収が63万円以上の者	期中月毎税抜営収×6%
ニ. 期中月毎税抜営収が60万円以上の者	期中月毎税抜営収×5%

(4) 減額事項

イ. 無断欠勤者、遅刻早退常習者、不正行為者、有責事故惹起者、会社主催の教育集会不参加者等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限10,000円を控除する。
ロ. 事故未申告、違反(道交法・タクシーセンター)未申告、苦情未申告等については、労使での協議を経て当該案件1件につき上限20,000円を控除する。

(5) 欠勤者について

上記計算方法は24完全乗務の場合であって、欠勤等で完全乗務に至らない場合は、上記計算により算出された支給額に出勤率を乗じた額を支給する。

(6) 支給日

令和5年4月10日

4. 付帯事項

(1) 本協定は、令和3年度期中の成績により支給内容を協定する。

(2) 交渉が行われず協定を締結できなかった場合は、次年度以降の賞与は支給しない。

(3) 本協定は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以後については、労使協議の上決定する。

以上

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪

